

2024年 月 日

法律事務所
代表者 殿

東海地域法律関連労働組合
執行委員長 山谷和大
同 ○○分会
分会長 □□□□

2024春闘統一要求書

私たち東海地域法律関連労働組合（略称 東海法労）は、東海地域の法律関連職場で働く労働者の生活と権利の擁護、労働条件の改善及び社会的地位向上のため、1990年10月に結成し、今日に至るまで公然と労働組合活動を行っております。

今般、当組合は、2024年の春闘にあたり、賃金引き上げ及び労働条件の改善要求事項などについて下記のとおり要求します。

ご承知のとおり、欧米などでは集団労使交渉の形式が確立され、労働者の労働条件は、雇用主が異なっても業種や職種によってほぼ一律に決定されるのに対し、日本ではそういった仕組みが制度上確立されておらず、労使交渉は当該企業内で個別に行われることがほとんどです。そのため、企業間競争を理由に、個々の経営者らが労働者にかかるコスト増を頑なに認めようとしない傾向が作り出され、それは日本社会に広く深く根を張っています。この弊害を乗り越えるために労働者が生み出した知恵が「春闘」であり、当組合もその一翼を担っていく構えです。

失われた30年の間に、主要先進国の中で日本だけが賃金が上がらない国となってしまいました。そのため消費購買力は上がらず、国内消費への依存度が高い日本経済は、衰退と低迷を続けています。加えて2022年から継続する物価高騰とエネルギー価格の高騰がさらなる打撃となって労働者の生活を脅かしています。労働者の生活を守り、消費を促進させ、日本経済を引き上げていくため

には、賃金の抜本の見直しが必要なことは明白です。物価高騰の波を乗り越えることはできません。

「賃上げなくして経済成長もない」ことに確信をもち、まともな政治の実現を目指すこととあわせて、労働者全体の引き上げ、底上げをはかるべく、この要求を行うものです。

つきましては、下記のとおり要求しますので、誠実に検討のうえ文書での回答を当組合（本部）へご回答をいただけるようお願いいたします。

記

1. 職場内で働く全ての労働者について、時給1500円以上とすること
2. 最低生計費原則に基づき、正規職員（フルタイム）の賃金を月額24万円以上とすること

（根拠・・・全労連と研究者がマーケットバスケット方式による最低生計費調査により算出したところ、全国どこでも、月額にして概ね23～25万円は必要との結果となった。これを月の平均的な労働時間で除すると、1500円（以上）となる。月の労働時間が160時間であれば（8時間×20日）、月額は24万円となる。）

3. 上記を保障した上で、①時給計算で賃金が支払われる労働者については時給170円以上の賃上げを、②月給で賃金が支払われる労働者については、月額27000円以上の賃上げをすること

（根拠・・・全労連の春闘アンケートの結果から加重平均を計算したものにに基づく）

4. 一時金（夏季、冬季など）について、1年を通じた支給額を基礎給与の4か月相当以上とする労働協約を締結すること
5. 中退共に加入したうえで、掛け金を1万円以上とすること、または同等程度の退職金積立をすること
6. 正規職員を適正に配置し、欠員の補充をして、職員の過重労働を防ぐこと

以上

回答は当組合書記長宛でお願いします。

書記長

(勤務先： 法律事務所)

@ _____ . j p (全て半角)